

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成29年1月25日

エステ店での高額契約

〈 内容 〉

2週間前、友人に付き合っテエステ店に行き、友人を待っている間に肌のチェックを受けた。店員から「将来シミになる」と言われ驚いていると、「1年間はエステの無料サービスをします」と説明を受け、50万円の化粧品セットの購入契約をした。しかし、よく考えると高額で支払えない。解約を頼んだが再度説得され、解約してもらえなかった(20代、女性)

★消費生活センターからのアドバイス

- 20歳を過ぎたばかりの社会経験の少ない消費者が、トラブルに巻き込まれるケースが続いています。無料体験をきっかけに、数百万円の化粧品購入や代理店契約をし、ローン返済に行き詰る深刻なケースもあります。
- 事例の業者は、化粧品セットの契約でありエステはサービスと主張しました。しかし、実態は化粧品とエステの提供が一体の契約であるため、特定商取引法に定める「特定継続的役務提供」に当たると判断しました。契約書面の交付がなかったことを理由に、クーリングオフの手続きを支援しました。粘り強く交渉した結果、最終的には無条件解約で合意しました。
- エステティックサービスは、契約金額が5万円以上で、かつ契約期間が1ヶ月以上を超える場合、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリングオフできます。8日を過ぎても契約期間内であれば中途解約できます。契約は、支払い能力も含め慎重に検討してください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または各市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日)…午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル188(イヤヤ)

長崎市消費生活センター
(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)

島原市消費生活センター
(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)

大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター
(0950-22-4222)

壱岐市消費生活センター
(0920-48-1111)

松浦市消費生活センター
(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所
(0920-52-8322)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)

西海市消費生活センター
(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター
(0957-82-3010)

※他各町にも相談窓口があります